

東三河広域連合福祉用具貸与FAQ

平成30年3月27日作成
 平成31年4月1日一部修正
 令和3年8月20日一部修正
 令和3年12月22日一部修正
 令和4年6月20日一部修正
 令和4年8月29日一部修正
 令和4年11月14日一部修正
 令和5年11月15日一部修正
 令和6年9月5日一部修正

* 東三河広域連合によくある質問を掲載しています。ここに示しているのは一例であり、表面上は同じに見えるケースであっても、細部で異なる場合には記載内容と異なる場合があります。判断に迷う場合は各市町村窓口または広域連合までご相談ください。

No.	サービス種別	項目	質問	回答
1	福祉用具貸与	車いす付属品	車いす付属品を褥瘡予防マットレスの上で使い、「車いす付属品」として給付してよいか。	対象外。
2	福祉用具貸与	車いす付属品 特殊寝台付属品	点滴棒の貸与は可能か。	車椅子が必要な方、特殊寝台が必要な方が本体と一体化して使う点滴棒を付属品として給付可とする。ただし、点滴の内容が、治療を有するものではなく、栄養剤補給等、日常生活維持のための点滴である場合に限る。
3	福祉用具貸与	認知症老人徘徊感知機器	認知症老人徘徊感知機器について、GPS通信機能のある機種は給付対象となるか。	認知症老人徘徊感知機器の種目に相当する部分と、GPS通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具種目に相当する部分に限り給付対象となる。（「平成12年1月31日 老企第34号」及び「平成21年4月10日 老振発第0410001号」）GPS機能としての利用の給付は不可。（介護報酬の解釈1単位数表編:令和3年4月版p556）
4	福祉用具貸与	共通	長期間に渡ってショートステイを利用している方の福祉用具貸与の算定は可能か。	ショートステイ先の施設での給付は不可とする。
5	福祉用具貸与	共通	福祉用具貸与を、2ヶ所（自宅と親族宅）で2品利用することは可能か。	生活の実態を把握し、自宅と自宅外（親族宅等）の月間居住期間が概ね半分以上程度であれば、給付可とする。普段は自宅に居住し、月に数回自宅外（親族宅等）に行く場合については給付不可とする。
6	福祉用具貸与	例外給付	認定調査の基本調査結果での要件に該当する場合、算定可否確認申請書の提出は必要か。	福祉用具が必要な状態像であることが認められるため、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより例外給付が可能となり、市への算定可否確認申請書の提出は不要とする。
7	福祉用具貸与	例外給付	東三河広域連合の示す、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について」の【表1】（「ア 車いす及び車いす付属品」、（オ 移動用リフト）について認定調査の基本調査結果に該当しない場合、ケアマネジャー等が判断し、必要性が認められれば、算定可否確認申請書の提出は不要か。	「ア 車いす及び車いす付属品」における状態像②、「オ 移動用リフト」における状態像③に該当する場合は、「主治医から得た情報」及び「サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメント」により、提出は不要とする。 ※「オ 移動用リフト」に含まれる「昇降座椅子」については、「昇降座椅子の取り扱い方法の整理について」を参照。
8	福祉用具貸与	例外給付	新規・区分変更・更新申請等で要介護度が確定しない状況で暫定的に福祉用具貸与の利用をする場合、算定可否確認申請書の提出は要介護度の結果が出てからの提出で良いか。	原則、遡って例外給付を認めていないため要介護度が確定しない被保険者が福祉用具貸与をされる場合、福祉用具利用開始前に算定可否確認申請書の提出が必要である。
9	福祉用具貸与	例外給付	がん等により速やかに福祉用具の利用が必要で貸与を開始する前に申請書の提出が難しい場合はどうか。	がん等により速やかに福祉用具の利用が必要で貸与開始する前に申請書の提出が難しい場合は、必ず市町村へ緊急利用の連絡の上、書類が用意でき次第、速やかに申請書類の提出をすること。
10	福祉用具貸与	例外給付	軽度者として福祉用具を貸与されている被保険者が要支援・要介護認定更新申請をした場合、再度、算定可否確認申請書の提出は必要か。	必要。
11	福祉用具貸与	例外給付	軽度者申請により特殊寝台・特殊寝台付属品（サイドレール）・床ずれ防止具をレンタルしている。特殊寝台付属品のテーブルを追加レンタルしたい場合、新たに算定可否確認申請書の提出は必要か。	付属品の品目の追加については、新たに算定可否申請書の提出は不要とする。国の基準は状態像（例外給付が認められる者）に対して種目ごとで規定しており、品目での規定ではない。ただし、ケアプランの変更は必要となる。（介護保険最新情報Vol.155 H27.3.30付 3ケアプランの軽微な変更内容について）
12	福祉用具貸与	段差解消機	車いす用段差解消機を、車いすを使用せず、立位の状態で利用することは可能か。	メーカーの示す取扱説明書等に記載されていない用途での利用は禁止とする。福祉用具を使用するにあたっては、使用を開始する前に製造元の指定する取扱説明書を参照するなどし、適切な方法で使用を開始することが原則である。
13	福祉用具貸与	共通	身体拘束と考えられるものにはどのようなものがあるか。	「身体拘束ゼロへの手引き（2001.3 厚生労働省）」を基に対応する。 ＜例＞ ①転倒のリスクがあるとして、車いすから立ち上がれないようにベルトで固定 ②ベッドを壁面に付けて、壁面の反対側にサイドレールを2本設置 ③入院中につなぎ服の着用があり、退院後の生活においてもつなぎ服の着用がある

14	福祉用具貸与	共通	新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取り扱いにより認定期間の延長がされた場合、再度、算定可否認定申請書の提出は必要か	必要。
15	福祉用具貸与	共通	ショートステイを継続利用する(いわゆるロングショート)場合の福祉用具貸与について、請求はどのようにしたらよいか。	自宅にて福祉用具を利用した日にち等に応じて、適宜半月単位での計算、請求を行うこと。(一度も自宅に戻ることができなかった月は、介護保険での請求は不可となる。) また、福祉用具レンタル事業所の請求明細については、被保険者が福祉用具を利用した実日数を記載すること。福祉用具貸与の実利用日数把握にあたっては、ケアマネージャーが計画したショートステイの利用状況について連携すること。
16	福祉用具貸与	特殊寝台付属品	主に食事などの動作(あるいは介助動作)のため、ベッドサイドで使用するテーブルの貸与は給付対象となるか。	(公財)テクノエイド協会において保険給付対象として登録しているものかつ「貸与」表示のあるものについて、R6.10月サービス提供分から対象とする。ただし、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。